

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 主な変更点について

1. 題名、基本的な考え方等の改正

- 基本的な考え方として、ニホンジカ等の急速な生息数の増加と生息分布の拡大による生態系や農林業等への被害の深刻化や、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を踏まえ、法を改正し、鳥獣の管理を強化することを追加。(Ⅰ. 第一)
- 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題について、特定鳥獣保護管理計画のレビューと、都道府県による主体的な対策の必要性を明記。(Ⅰ. 第一)

2. 施策体系の整理

特定鳥獣保護管理計画を再整理したことを踏まえ、各計画について以下の通り変更。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

- 第一種特定鳥獣保護計画の作成による鳥獣の適切な保護の必要性、保護について特に配慮が必要な鳥獣、第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣、保護の目標、保護事業の考え方等を明記。(Ⅰ. 第一、Ⅲ. 第六)

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

- 第二種特定鳥獣管理計画の作成による鳥獣の適切な管理の必要性、管理について特に配慮が必要な鳥獣、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣、管理の目標、管理事業の考え方等を明記。(Ⅰ. 第一、Ⅲ. 第六)

(3) 希少鳥獣の保護に関する事項

- 特定鳥獣保護管理計画の再整理に伴う希少鳥獣の定義の見直し。(Ⅰ. 第二)
- 希少鳥獣の保護に関する事項として、希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項等を追加。(Ⅱ)

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

- 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化を追加。(Ⅰ. 第二)
- 制度上の区分に応じた保護及び管理に、「指定管理鳥獣」を設け、対象種と管理のあり方を追加。(Ⅰ. 第一)
- 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を追加。(Ⅲ. 第六)
- 指定管理鳥獣の管理に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の

作成に関する事項、作成及び実行手続、委託の考え方、夜間銃猟の実施に関する作業計画、実施結果の把握と評価等を追加。(Ⅱ)

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

- 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用について追記。(Ⅰ. 第四)
※認定要件等については、環境省令で定める。

5. その他

(1) 関係主体の役割の明確化と連携

- 法改正を受けて、国や都道府県の役割を明記。(Ⅰ. 第十一)

(2) 人材の育成・確保

- 都道府県の鳥獣行政担当職員として、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を配置すること、都道府県に対して技術的助言を行う人材の確保の必要性を明記。(Ⅰ. 第四)

(3) 鳥獣の捕獲等における許可区分の見直し

- 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項について、許可目的の整理に伴う見直し。(Ⅲ. 第四)

(4) 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

- 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項を追記。(Ⅲ. 第四)
※詳細は通知等で定める。

基本指針（変更案）の構成

※下線赤字は現行基本指針からの修正箇所

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 鳥獣保護管理事業の基本的な考え方（関係主体の役割の明確化、特定計画の充実、人材育成・活用を含む）を記載
- 国の取り組みを記載

第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

※法改正の背景と、鳥獣の管理の強化を追加

第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

※指定管理鳥獣の指定のあり方、管理の考え方を追記

第三 特定計画制度の推進

第四 人材の育成・確保

※認定鳥獣捕獲等事業者の活用や都道府県への専門的職員の配置を追記

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

第六 狩猟の適正化

第七 傷病鳥獣の取扱い

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

第九 国際的取組の推進

第十 感染症への対応

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

- 鳥獣保護管理事業計画（都道府県知事が定める、都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画）において定める事項について、法第4条第2項各号に掲げる事項順に記載

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

※法律上の許可目的の整理に合わせた見直し

第五 特定猟具の使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

※第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に整理

※第二種特定鳥獣管理計画に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を追記

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

第九 その他

II 希少鳥獣の保護に関する事項

- 希少鳥獣の保護に関する基本的な考え方及び国が定める計画について記載

第一 希少鳥獣の保護及び管理

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 指定管理鳥獣の管理に関する基本的な考え方及び、国・都道府県の取り組みを記載

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業実施の実施結果の把握と評価

※ II・IVは、基本指針改正により新規に追加する項目